

公 表 第 17 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年10月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成27年度

			部局名：	農政部
			指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務	<p>予定価格が50万円未満の業務委託契約事務においては、見積合わせを行う場合、見積予定価格調書を作成するか、予算限度額を予定価格とみなして同調書の作成を省略する旨の意思決定を行わなければならないが、前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず、そのいずれもなされていないものがある。</p>	<p>指摘事項を共有化するとともに、事務処理の根拠規則等を周知・確認することにより知識の習得を図り、適正な事務処理を行うことを確認しました。</p> <p>さらに、事務処理を行う際には、関係法令の抜粋を決裁文書に添付して確認を行い、適正な事務処理に努めております。</p>
意見	事務監査		<p>当部の基本方針は、『職業として選択できる魅力ある農業の実現』とされている。その方針の下で、農業に対する市民理解、安定的な農業経営体、産地競争力、持続可能な生産基盤等々の育成・確立等が目標へ向かうための施策として掲げられている。具体的な行政支援の手段や方法となる各種事務事業に当たっては、部として以下に掲げる点にも十分留意して取り組まれない。</p> <p>(1) 農政を専門的・政策的・技術的に理解し、現場の実態を知る職員の育成</p> <p>(2) 多様な補助金等の制度における効果と目的達成状況の的確な把握及び必要な見直し</p> <p>(3) 単純な事務的ミス等を繰り返さないための仕組みの整備</p>	<p>まず、職員の育成については、農政分野に限らず業務を遂行していく上で、専門的・技術的ノウハウを身に付け、かつ現場の実態を踏まえた形で事務処理を行うことは、円滑な事務を行う上で重要であり、職員として備えるべき重要な点であると認識しております。</p> <p>次に、補助金等については、その性質として国県等補助を基本とするもの、市単独のものなどに区分けされ、いずれも補助金の目的に応じた取組みに対して交付を行っており、一定の結果は出ていると認識しており、その上で、結果をいかに成果につなげるかが重要であると認識しております。</p> <p>最後に、単純な事務的ミスを発生させないことは、本来備えておくべき行政職員としての基礎的能力であると認識しております。これらの対応としては、通常職員の研修をはじめとして、職員各自が日常の業務において、根拠法令等を意識しながらOJTを中心に習得していくものと考えており、今後も能力習得に向けて取組みを図って参りたいと考えております。</p>